



平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社だいこう証券ビジネス  
代表者名 代表取締役社長 山 本 晃  
(コード番号：8692 東証・大証 第1部)  
問合せ先 取締役常務執行役員企画総務部長 風 神 浩 三  
(電 話 番 号：03-3666-9169)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 53 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するとともに、号数の変更を行うものであります。(変更案第 2 条第 16 号)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 決済合理化法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定についても削除するものであります。(現行定款第 8 条、第 9 条第 2 項)
- ② 決済合理化法の施行に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことにより、実質株主に関する文言を削除するものであります。(現行定款第 10 条)
- ③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	(目 的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1)～(15) &lt;条文省略&gt; &lt;新 設&gt; (16)～(17) &lt;条文省略&gt; 第3条～第7条 &lt;条文省略&gt; (株券の発行)</p>	<p>(1)～(15) &lt;現行どおり&gt; (16)警備業 (17)～(18) &lt;現行どおり&gt; 第3条～第7条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(单元未満株式および单元未満株券の不発行)</p>	<p>(单元未満株式)</p>
<p>第9条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第8条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>2 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>(单元未満株式についての権利)</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p>
<p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>
<p>(1)～(4) &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(1)～(4) &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第11条～第44条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第10条～第43条 &lt;現行どおり&gt;</p>

以 上